

新潟港カーボンニュートラルレポート形成協議会設置要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 国際物流の結節点かつ産業拠点である新潟港の脱炭素化を推進するため、新潟県が作成する「新潟港カーボンニュートラルレポート形成計画」に対し、港湾関係者の意見及び脱炭素化の取組を反映させるため、新潟港カーボンニュートラルレポート形成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 温室効果ガスの排出量推計、削減目標及び削減計画に関する事項
- (2) 水素・燃料アンモニア供給目標及び供給計画に関する事項
- (3) 港湾・産業立地競争力の強化に向けた方策に関する事項

（構成）

第 3 条 協議会の座長、副座長、委員は、別表に掲げる者とする。

- 2 構成員等の追加等は、事務局からの申し出に基づき座長が決定する。

（座長及び副座長）

第 4 条 座長は、協議会を代表し、会議を主宰する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長不在の時は、座長の職務を代理する。

（開催）

第 5 条 協議会は、座長が招集する。

- 2 座長が必要と認めた場合は、第 3 条に規定する構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 座長が必要と認めた場合は、協議事項及び出席者を限定した分科会を設置することができる。

（協議会の公開の取扱い）

第 6 条 協議会は、構成員の自由な議論を担保する観点等から、原則として非公開とする。

- 2 配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
- 3 協議会の議事は、会議終了後に、発言者が特定されない形で概要のみ公開する。

(秘密保持)

第7条 協議会の構成員及び参加者は、協議会で知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(事務局)

第8条 協議会に係る事務は、新潟県交通政策局港湾振興課が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は座長が定める。

(附則)

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

新潟港カーボンニュートラルポート（CNP）形成協議会 構成員名簿

（順不同、敬称略）

（座長） 早稲田大学 法学学術院教授 河野 真理子

（副座長） 新潟県 交通政策局長 佐瀬 浩市

（委員） 株式会社IHI

青木環境事業株式会社

愛宕商事株式会社

伊藤忠商事株式会社

伊藤忠プラントック株式会社

岩谷産業株式会社

ヴィーナ・エナジー・ジャパン株式会社

ENEOS株式会社

川崎重工業株式会社

グローバルウェーハズ・ジャパン株式会社

佐渡汽船株式会社

ジャパンハイドロ株式会社

新日本海フェリー株式会社

石油資源開発株式会社

全農サイロ株式会社

株式会社大光銀行

株式会社第四北越銀行

東芝エネルギーシステムズ株式会社

株式会社東芝

東北電力株式会社

株式会社新潟国際貿易ターミナル

新潟石油共同備蓄株式会社

日本エア・リキード合同会社

日本海曳船株式会社

日本海エル・エヌ・ジー株式会社

日本貨物鉄道株式会社

株式会社日本政策投資銀行

日本通運株式会社

富士運輸株式会社

北越コーポレーション株式会社

北陸ガス株式会社

株式会社三井E&Sマシナリー

三井物産株式会社

三菱ガス化学株式会社

株式会社リンコーコーポレーション

新潟商工会議所
公益社団法人新潟県トラック協会
新潟市
聖籠町
北陸地方整備局
新潟港湾・空港整備事務所
北陸信越運輸局

(オブザーバー)

関東経済産業局
新潟海上保安部
新潟カーボンニュートラル拠点化・水素利活用促進協議会事務局
上越市
上越商工会議所

(事務局) 新潟県